

岡 文 振 第 1 3 4 号  
平成29年 6月21日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成29年1, 2月実施 随時監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

随時監査の指摘事項の改善措置状況（平成29年1，2月実施分）

市民生活局文化振興課

指摘事項

- 1 貸借対照表内訳表中の各会計の「正味財産合計」と正味財産増減計算書内訳表中の各会計の「正味財産期末残高」に記載された計数に相違が認められました。

改善措置状況

- 1 公益財団法人岡山シンフォニーホールから、平成28年度決算時に、貸借対照表内訳表を訂正し、貸借対照表内訳表中の各会計の「正味財産合計」と正味財産増減計算書内訳表中の各会計の「正味財産期末残高」に記載される計数の整合性を保持したと報告を受けております。